

## 西予市みらい発展就業奨励金交付要綱

令和3年3月30日

西予市告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、新規に学校を卒業した生徒(以下「新規学卒者」という。)の市内就職を促進する奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、新規学卒者の市内就職の促進と生産労働人口の確保及び地域経済の維持を目的とする。

(対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、申請の前年度に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する市内の中学校を卒業した者、県内の中等教育学校、高等学校、特別支援学校(高等部に限る。)を卒業した者又は大学、短期大学、専門学校を卒業した者で次の全ての要件を満たす新規学卒者とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 申請初年度の4月30日までに、正規雇用者として事業主との間で期間に定めのない雇用契約(1年以下の試用期間等を設けた雇用契約については、その後期間の定めのない契約となる見込みがある場合は、期間の定めのない雇用契約とみなす。)を締結していること。

(2) 市内に住所を有し、市内で勤務していること。

(3) 申請時に在籍する就業先が、卒業後最初の就業先であること。

(4) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

(5) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当するときには、奨励金を交付しない。

(1) 申請年度の途中で退職したとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はこれに類すると認められる組織、団体等の構成員であるとき。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第121条)第2条に規定する事業を営む者又は従事する者であるとき。

(4) 宗教法人、政治団体及び官公署の職員であるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、公序良俗に反する営業等不適切と認める種類の営業を行っている者であるとき。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、10万円とする。

(奨励金の交付対象期間)

第4条 奨励金の交付対象期間は、新規学卒者となった年度を含む3箇年度を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市みらい発展就業奨励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、申請に係る書類の内容の適否等を審査し、奨励金を交付すべきと認めたときは、西予市みらい発展就業奨励金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに当該申請者に通知するものとする。

(交付の辞退)

第7条 奨励金の交付決定を受けた者(以下「奨励金交付決定者」という。)は、決定内容に中止案件が生じたときは、西予市みらい発展就業奨励金交付申請辞退届(様式第3号)を速やかに市長に届け出なければならない。

(就業実績報告及び奨励金の請求)

第8条 奨励金交付決定者は、奨励金を請求するときは、西予市みらい発展就業奨励金就業実績報告書兼請求書(様式第4号)に次に掲げる関係書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 納税状況調査同意書(様式第4号別紙1)

(2) 申請年度の4月から翌年3月までの賃金台帳の写し等

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による就業実績報告書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、30日以内に奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第10条 市長は、奨励金交付決定者が次の各号のいずれかに該当した時は、奨励金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、市長は、西予市みらい発展就業奨励金返還命令通知書(様式第5号)によりその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従わなかったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により、交付を受けたとき。

- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 反社会的団体と関連する団体と関わっていることが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が奨励金交付を行うことが不相当と認めるとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。  
(西予市ふるさと就業奨励金交付要綱の廃止)
- 2 西予市ふるさと就業奨励金交付要綱(平成28年西予市告示第135号)は、廃止する。

附 則([令和3年西予市告示第154号](#))

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則([令和4年西予市告示第94号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和5年西予市告示第89号](#))

この告示は、公布の日から施行する。